

## IMO 第 8 回旗国小委員会(FSI)の結果について

標記会合は、平成 12 年 1 月 24 日から 28 日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。我が国からは、運輸省関係者等 8 名が出席した。

今次会合における当局に関連した主な審議結果は以下のとおり。

### 1. 議題の採択(議題 1 関連)

会議に先立ち、昨年仏沖で起こったエリカ号事故についての報告がなされ、IMO として対策の必要性があることを確認しつつも性急な反応をすることは早計であると認識された。

当事国の仏は独自に事故調査を行っていることを表明すると共に、単船側タンカーの早期廃船を行うべきである旨の表明を行った。

我が国は、1997 年 1 月に日本海で発生したナホトカ号事故の事故原因調査結果を踏まえたこれまでの我が国の提案及び次回設計・設備小委員会(本年 4 月開催予定)に提案している船体の縦強度評価に関する総会決議 A.744 の改定案についての紹介を行った。

#### (参考)エリカ号事故

平成 11 年 12 月 12 日、マルタ船籍タンカー「エリカ号」が、船体の破断によりフランス沖で沈没し、重油流出によりフランス沿岸に大規模な油汚染を引き起こした。

#### 「エリカ号主要目」

建造:1975 年

建造地:日本

全長:184m

載貨重量:37283t

最大喫水:10.99m

### 2. 旗国の自己評価(議題 5 関連)

#### 2-1 経緯

IMO 条約上の責務を十分に果たしていない旗国の存在が問題となり、英国等の提案により、旗国が自己評価を行うための手段が FSI 3 より検討されてきた。前回の FSI 7 まで、自己評価様式及びその評価結果の運用について検討が行われてきたが、最終的に本自己評価はあくまで任意に行われるものであり、また、集められた情報は公開されないことが決定された。

FSI 7 において決定された自己評価様式は、MSC71(第 71 回海上安全委員会、1999 年 5 月)、MEPC43(第 43 回海洋環境保護委員会、1999 年 6 月)において承認され、その後、第 21 回総会(1999.11)において採択された。

今後は、任意に提出された本自己評価の結果の活用方法について検討が行われる予定である。

## 2-2 審議結果

今次会合においては、評価指標(旗国の対応目標)に関する MSC/MEPC サーキュラの作成を行った。この評価指標の具体的な運用方法を検討するかどうかについては、委員会にその判断を委ねることが決定された。

IMO においては、今後も引き続き自己評価結果が集計されることになるが(我が国からも IMO へ自己評価結果を提出する予定で現在作業を進めている。)、現状においては IMO 事務局に提出された情報は公開されないことから、条約上の責務を十分に果たしていない旗国の責任を問えない状況にある。

## 3. 違法・無報告・無規制な漁船の操業(議題 6 関連)

### 3-1 経緯

漁業管理の協定等に入っていない国に登録された漁船が操業を行い、漁業管理規制を受けている国の漁船が不利益を被っている実態が存在することから、FAO 等からそれらの違法、無報告、無規制な(IUU: Illegal Unreported and Unregulated)漁船操業の排除を行うべき方策についての検討が要請されている。

本件は、昨年行われた MSC71 において内容的にも IMO が取り扱うべき事項ではなく、検討が困難であるといった意見も多く述べられたが、旗国の船舶管理との関連から FSI において検討を行うことが合意された。

### 3-2 審議結果

大多数の国が、本件の重要性について認識するとともに、IMO として船舶の安全と海洋環境の保護という観点から FAO に協力していくことは有効であると考え、検討を行うことについて原則合意された。

しかし、本件は FSI の所掌を超えているので、委員会(MSC,MEPC)で審議し、その結果を受けて今後 FSI で検討していくこととなった。

## 4. 旗国の登録抹消された際に生じる問題(議題 6 関連)

IACS、米国から船級を転籍する場合の問題点及び転級に関する手続きを取り決めた TOCA(IACS Transfer of Class Agreement)の紹介が行われた。

英国からの再登録する際のガイドラインを作成すべきとの提案を受け、小委員会は今後各国からの提案を要請すると共に、規則の実行上の問題点等を認識するための登録抹消・再登録に関するガイドライン案を準備することに合意した。

## 5. Ro-Ro 旅客船の不定期検査のガイドライン(議題 6 関連)

英国より FSI 6 に提案されたガイドライン案(FSI 6/WP.2)を基に検討された。

審議の結果、若干の修正を行った上、MSC72(本年 5 月開催予定)に決議として採択されるよう提出を行うことが合意された。

## **6.大気汚染防止に関する MRPOL ANNEX への HSSC の導入(議題 9 関連)**

本件に関して特に提案文書もない上、本附属書を批准しているのは 2 カ国のみであり発効条件を満たすまでに時間がかかることが予想されることから、審議を行うことについて緊急性のないことが確認された。

しかし、MEPC より FSI 委託された審議事項であること、また、本附属書が 2002 年 12 月 31 日まで発効しなかった場合には発効を早めるための措置を行うことが合意されていることを考慮し、改正案を作成する方針については合意された。本改正案は次回会合において事務局より提出されることになった。

## **7.作業計画及び FSI 9 の仮議題(議題 16 関連)**

### **7-1 「建造」についての SOLAS 規定の見直し**

英は、SOLAS 規定中の「建造」に関する規定の見直しについての提案を行い、次回 FSI 9 から本格的な審議を始めるよう審議した。ギリシャ等の支持により FSI 9 の議題とすることが合意された。

### **7-2 安全証書の補追**

露より、提出文書に基づき、SOLAS 条約 88 議定書では早期の年次検査等で証書の発給期日(Anniversary Date)が変更された際に証書の有効期限を明記する必要がある事、また、証書の改正を避けるため、MSC/MEPC サーキュラの作成を行うことを提案した。

我が国から露提案の場合でも追加の年次検査等を行うことで証書の期限を変更する必要がない旨規定されており、船主により検査の自由度が保証されていることを紹介し、露提案での改正は必要ない旨指摘した。

審議の結果、本改正提案は、取り下げられた。